

## 特殊尿器のうち「便が自動的に吸引されるもの」の 福祉用具購入費の支給について

介護保険から特殊尿器（便が自動的に吸引されるもの）の支給を受けるには、リーフレット「福祉用具の購入費の支給」に記載された支給要件・添付書類の他にもご注意くださいがあります。

平成21年4月から特殊尿器のうち「便が自動的に吸引されるもの」が介護保険の支給対象になりました。

対象となる特殊尿器（便が自動的に吸引されるもの）は以下のとおりです。

- ・ 便が自動的に吸引されるもので本人又はその介護者が容易に使用できるもの
- ・ 平成21年4月以降に購入したもの

介護保険から支給を受けるには条件があります。

直近の認定調査の結果等により特殊尿器（便が自動的に吸引されるもの）が必要と判断される方が条件です。

「直近の認定調査」とは購入日時点で適用されている要介護認定等を判定するために実施された認定調査のことをいいます。

直近の認定調査結果及び主治医意見書の入手方法  
「名古屋市介護保険の要介護認定等に係る情報提供制度要綱」に基づく「要介護認定等の資料提供に係る申出書」（区役所福祉課介護保険係にて入手してください。）を区役所福祉課介護保険係に提出し、認定調査結果及び主治医意見書の写しの交付を受けて下さい。

支給申請を行う際に必要な添付書類があります。

の条件に該当することが確認できる書類が必要となります。

の条件及び の添付書類については以下のフロー図にてご確認ください。

### フロー図 特殊尿器（便が自動的に吸引されるもの）の支給対象者について

購入する福祉用具について

支給申請をしようとする特殊尿器（便が自動的に吸引されるもの）は以下のいずれにも該当するものですか？

- ・ 便が自動的に吸引されるもので本人又はその介護者が容易に仕様できるもの
- ・ 平成21年4月以降に購入したもの

該当する

該当しない

裏面 にお進み下さい。

介護保険の福祉用具購入費の  
支給対象外です。

（裏面へつづく）

(表面からのつづき)

## 対象者の条件及び支給申請書への添付書類について

